

## 「申し入れ書」等の取り扱い説明書

2022/12/20

### はじめに

たたき台として提案された文書を、実際に自分の文書として使用するときは、さまざまな配慮や注意が必要です。

「こんな生ぬるい言い方ではダメだ」という意見もあれば、「こんな厳しい強い表現はなじまない」という意見もあるでしょう。基本的に、それぞれの学校現場や相手の態度、そして提出する側の私たち自身の経験、地域・家庭の事情など様々な要件が加味されて、より効果的な文書になると思います。

もし、保護者グループとして提出するとするならば、よく話し合い吟味していただいて、加除訂正等をしていただくことがよいかと思います。また、どうしても、グループ内で、中身や表現で折り合いがつけられなければ、提出しないより個人名でもよいので各人がそれぞれに提出されることも一考かと思います。何もしないよりは、少しでも進められればよいと思うからです。

\*幼稚園、保育園、こども園への「申し入れ」については、まだ、研究不足ですが、最後に触れてあります。体験を仲間や次代に生かすためにも、また色々のご意見ください。

**1) 提出期日の明記**は必要です。相手に渡した期日でもよいですし、文書を書き上げた期日でもかまいません。問題はこれから順次文書や話し合い（交渉）をしていくのだという記録的意味があります。

**2) 宛先**は、担任、校長（教頭）、教育委員会、医師会等が考えられます。担任だけだと、多忙で、優先順位が低いと感じれば放置されます。あるいは、上司に知られる前に自分できちんとかしようとして時間ばかりかかってしまうこともあります。本来は学校全体で相談し考えるべきことです。最低限、校長と連名がよいと思います。すべての担任が問題を校長に相談するとは限りません。かといって、担任や校長抜きで、いきなり教育委員会は手続き的には若干問題があるかと思います。

**3) 文章は丁寧**ではあっても、毅然とした要望、要求、願いが表現されている方がよいと思います。しかし、提出する側の「キャラ」もありますし、ハード路線、ソフト路線などいろいろあると思いますので、自分なりの表現方法を模索されることが肝要かと思います。

\*長文か短文か、一長一短あります。一般論ですが、短文は言いたいことははっきり伝わるが味気ないし、長文は、気持ち（喜怒哀楽）は感受できますが、何が言いたいのか、何を要望しているのかがよく分からないことがあります。これは岡崎が保護者からいただ

くお手紙からの経験です。いずれにせよ、完璧な文章などありませんから、一定努力のあとは、はじめの一步と考えて「えいっやっ」という感じで良いと思っています。

4) **学校側が化学物質過敏症についてよく分かっていない場合**もあるので、具体的に症状やその時の子どもや親の気持ちを書いておく必要があります。「不安である」こと「楽しく過ごさせたい」など保護者の思いは重要です。

5) **具体的な要望事項**は、沢山あれば箇条書きで、話し合いを求める、説明をしたい等、学校側が何を検討すれば良いかを明記する必要があります。

なお、場合によっては、「学校たより」「学年通信」「学級通信」「保険便り」などの学校の広報・媒体に「香害」について触れていただくことも要望してよいかと思います。

6) **返事の要求**は、期日を切っても構いませんし、相手がある程度信頼できるなら任せても構わないと思います。ただ、自分なりに いくらいまでに返事がなかったら、どんな方法で回答請求するかを考えておかなければなりません。その点、文書中に回答期日を切っておくのは一つの方法でもあります。あとは、口頭か文書かそれとも話し合いかなど、最初は今後のもともありますので様子を見てもよいかと思います。

7) **送り方**については、どんな方法でもかまいません。郵送、手渡し、厳格にするなら書留などです。ただ、いずれにせよ、手渡ししながら話めしたいというならアポ取りが必要です。

8) **差出人**は家族全員でもかまいませんし、保護者名でもかまいません。連絡先は明記しておかなくてはなりません。もし、連絡してもらいたい時刻範囲があればそれも括弧書きで書いておけば良いと思います。できるだけ勤務時間内がよいでしょう。

9) **診断書**については、本来、子どもへの指導のための文書として、法的にも学校は保護者に提出要求はできないはずですが。保護者が「詳しくお話しします」で十分なはずですが。ただ、診察してもらっている医師がいれば、「医師からのすすめもあって、今回このようなお話をさせていただくのです……」というようなことはいいのではないかと思います。

もちろん診断書があれば、学校へのインパクトにはなります。しかし、診断書自体を書いてもらえる医師かどうか、難しい場合もありますし、費用もかかります。この点は、十分に考慮することが必要です。

10) 学校の行事も、話を持っていくよい機会になる場合があります。たとえば、入学説明会、入学前の話し合い、転校の時の学校訪問、新学年・新学期などです。そのときに、「少々、話したいことがあるのですが」という切り出しで、学校（担任、養護教諭、教務主任等）に話し合いの機会を設けてもらうように、気軽にチャレンジしてみるといいと思います。もちろん、話し合いには、簡単なメモや手紙（記録的意味で）があった方がいいです。

現在の学校は「個別最適化」とか「特別支援」などという言葉がよく聞かれます。要するに「一人一人を大事にしよう」という方針です。実態は様々ですが、保護者の話を「まず聞く」ことが、学校の原則になっているので、比較的柔軟に対応してくれることが多いです（ダメ元でやってみることです）。

11) PTAや保護者団体なども、話し合いの相手としては有効です。ただ、ここも色々な組織があって、「理想と現実」のギャップが大きいので、慎重にアクセスすることをお勧めします。日本の場合は、PTAなどが、単なる親睦会だったり、学校や園のお手伝い団体だったりすることが多いのです。PTAが自主性を持って、学校にもの申すような組織にはなっていないことが普通です。話し合いには前と同じで、メモや手紙（記録的意味で）があった方がいいです。

12) あと、地域ボス?とか有力者、議員に頼むことも、場合によってはあってもいいかもしれませんが、若干のリスク（腐れ縁ができたりする）もあるので、場合によっては、ご注意を。こういう方々も、最後は「人」ですので(笑)。

13) 申し入れ後の周知啓発などは、他の市町村のお便りやポスターなど前例をみてもらうと取り組んでもらいやすい傾向があるかもしれません。

### **追記) 幼稚園と保育園、こども園について**

①幼・保・こども園は、公立と私立があります。原則的には同じように、まず園内の組織は、保育士（担任教諭）、主任、園長の順に責任が重くなります。この順番で話を聞いてもらうのが普通です。

「理事会」のある園もあります。園の職員に、なかなか話を聞いてもらえないときは、理事会に手紙を書くことも選択肢の一つになります。

②私立は、保育方針や教育方針がより具体的になっていますので、その方針の内容をよく読んで、自分の申し入れる中身が「方針に一致」あるいは「方針に含まれる」と読み込んで、申し入れたり要望することもあってよいかもしれません。

③公立の園の場合は、幼稚園は教育委員会、保育園は福祉課が 学校の教育委員会と同じ立ち位置になります。

参考) 化学物質過敏症という個別の病気に対して求めるよりも、香害への対策として周知啓発を求めたほうが、すでに省庁の通知やポスターなどもあるので受け入れられやすいかもしれません。

おわりに

・相手がこちらの要求に誠意を持って対応してくれればラッキーです。こういう相手は捕まえたら離さないことです(笑)。

・相手が不誠実な対応しかしなかったときは、「腹をくくる」ということだと思います。そのあたりは、地域性もあるでしょうから、十分に考慮してください。

いずれにせよ、CANでできるのは、たたき台であり参考資料でしかありません。各自が自分の思いで、加除訂正、全面書き換えなどでチャレンジしてみたいと思います。もし、今後の話し合いで、CANとしての応援方法が模索できれば、孤立せずに活動できると思います。これは以後のことですが。

以上